

錦江町農業委員会 1 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 5 年 1 月 2 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 鳥越委員、宿利原進委員

○事務局職員 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第33号 農地法第3条許可申請について

議案第34号 農地法第5条許可申請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

○事務局	皆さんお疲れさまです。時間になりましたので、令和5年1月錦江町農業委員会定例総会を開会いたしたいと思います。姿勢を正してください。一同礼。では農業委員会憲章の朗読を、5番の鳥越委員が、今日欠席になっておりますので、6番の元丸委員にお願いいたします。
○元丸委員	憲章朗読
○事務局	はい、ありがとうございました。それでは、会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。改めまして、明けましておめでとうございます。また本年もよろしくお願いいたします。任期もあと半年となっておりますが、皆さんで頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより、令和5年1月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、局長も出張のため欠席となっております。また、鳥越委員と宿利原進委員から欠席の報告はきておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条の2項の規定により、本日の会議録署名人に、8番、貫見委員と9番、内菌委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、報告をお願いいたします。
○事務局	はい、では1ページをお開きください。4日、仕事始めとなっております。16日の日に、冬季農業委員会巡回と農業者年金加入推進活動に係る巡回指導ということで、農業会議のほうに来ております。年金のほうにつきましては、会長と鍋委員に出席していただいております。19日が農政普及計画指導協議ということで、本庁でありました。20日が現地調査ということで、鳥越委員と内菌推進委員に参加していただいております。23日が肝属地域農業改良普及事業協議会第2回幹事会があったところです。本日ですけれども、1月の定例会となっております。以上になります。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わります。付議事項に入ります。議案第33号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号11番です。譲渡人が、○さん、兵庫県の方となっております。経営規模についてはお目通しください。場所が神川字南大迫1965番1、地目が台帳、現況ともに畑となっております。地積が1,175㎡です。譲受人の方が○○さん、神川城の方になります。経営規模については、お目通しください。以上になります。
○会長	次に、受付番号11番について、内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。この案件ですが、12月に出てきた案件の残りとなります。譲渡人と譲受人の話合いで、価格は○○円となっております。先月も申しましたとおり、

	譲受人の〇〇さんは、圃場、圃場周り共にしっかり管理されており、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 33 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 33 号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 34 号、農地法第 5 条許可申請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では 5 ページからになりますので、お開きください。受付番号 2 番です。申請人の方につきましては、6 ページになりまして後から説明いたします。転用目的につきましては、病院建設予定地ということで、転用理由にありますとおり、肝属郡医師会立病院再整備のため、町が建設用地を貸付け地として取得いたしましたして、造成するということで、今回、転用の申請が上がってきたところです。6 ページのほうにですね、申請者の方のお名前とそれぞれの地番があります。全部で 17 名ですね。面積のほうにつきましては合計で 1 万 5,768 ㎡というふうになっております。場所につきましてはご存じかと思いますが、役場から近くの大根占郵便局の横の農地になります。7 ページ、8、9 ページのほうに位置図等が掲載されております。10 ページから 11 ページ、12 ページにかけて地籍図のほうを掲載してあるところです。農振の除外もありましたけど、そこに 2 筆足されたというようなことになっております。以上です。
○会長	次に、資料では鳥越委員となっておりますが、鳥越委員が欠席のため、内菌推進委員に報告をお願いいたします。
○内菌推進委員	はい。受付番号 2 番ですけど、20 日の日に鳥越委員と事務局 2 人で、現地調査をいたしました。ここはもう農振地も除外されておりまして、第 3 種農地となっており、医師会立病院の建設予定地となっておりまして、何ら問題ないかと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○事務局	前回の 12 月のときは、字でいえば大田中のところが審議されたところで、今回杉ノ原が 2 筆ありますけれども、こちらのほうは農振地ではなくて都市計画区域になってます。その部分も含め、今回転用の申請が出てきているということになります。場所という郵便局側の方です。
○会長	ありませんか。質疑は。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 34 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。

○会長	異議なしと認めます。したがってまして議案第 34 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、2 回に分けて審議したいと思いますと思いますが異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号 347 番から 356 番についてを事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では 14 ページをお開きください。受付番号 347 番、貸し人が〇〇さん、大分県の方です。場所が神川字有村 2530 番 1、地目が田、地積が 397 m²です。期間が令和 5 年 1 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円となっております。借り人が〇〇さん、神川城の方です。受付番号 348 番の貸し人が、〇〇さん、霧島市の方です。場所は、城元字町ノ上 728 番 1、地目が田、地積が 1,176 m²です。貸付期間が令和 5 年 1 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては、10 a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 349 番の貸し人が、〇〇さん、木原の方です。場所が馬場字寺前ノ上 2013 番 1、地目が田、地積が 3,032 m²です。貸付期間が令和 5 年 1 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円となっております。借り人が、〇〇、木場です。受付番号 350 番と 351 番の貸し人が、〇〇さん、安水の方です。場所が、両筆とも馬場字下原 4151 番 1 と 4158 番 1 です。地目は両方とも畑です。地積につきましては合計で 2,639 m²です。貸付期間が令和 5 年 1 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円となっております。借り人が、〇〇さん、安水の方です。受付番号 352 番の貸し人が、〇〇さん、川北の方です。場所が城元字長ホケ 5223 番 1、地目が畑、地積につきましては、3,229 のうち 1,200 m²です。貸付期間が令和 5 年 1 月 26 から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号 353 と 354 番の貸し人が、〇〇さん、川北の方です。場所は両筆とも城元字三ノ迫 4719 番 1 と 4719 番 5 です。地目は両方とも、畑となっております。地積は合計で、4,215 m²です。貸付期間が令和 5 年 1 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては全部で〇〇円となっています。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号 355 番の貸し人が、〇〇さん、川南の方です。場所が城元字三ノ迫 4719 番 3、地目が畑、地積が 2,746 m²です。期間が令和 5 年 1 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号 356 番の貸し人が、〇〇さん、中村の方です。場所が田代麓字塩井川 1872 番 1、地目が田、地積が 1,076 m²です。貸付期間につきましては令和 5 年 1 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては、〇〇円となっております。借り人が、〇〇さん、昇陽の方です。受付番号 348

	番の担当は鳥越委員になっているんですけれども、本日欠席ということだったので、こちらのほうで説明いたします。〇〇さんにつきましては、ばれいしょ、インゲンを耕作されているということで聞いております。農地の管理も十分に行き届いているということで、鳥越委員のほうから聞いております。こちらのほうで報告とさせていただきます。以上になります。
○会長	事務局の説明がありましたがここで徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。347 番の報告します。この件は、11 月の定例総会のときに、〇〇さんが借りるという 3 筆を承認してもらいましたが、その隣の田んぼです。この場所、前に借りた方が体調が悪くて、契約更新をしないということから、4 筆合わせて〇〇さんが借りるという分の 1 件です。書類の返送がちょっと遅れまして、1 月ということになりましたものです。〇〇さんは、牛を飼っておられますけれども、先ほどの内菌さんからお話もありましたとおり、自分の圃場、借りてる圃場、全てきれいに耕作、整備されておりますので何ら問題ないと思います。以上です。
○会長	次に、寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	はい。349 番の報告を申し上げます。〇〇さんはミニトマトを中心とした専作農家でございます、施設、その他きちんとした経営をされておりますので、何ら問題ないと思います。
○会長	次に、安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい、報告をいたします。受付番号 350、351 番について説明いたします。借り人の〇〇さんと、貸し人の〇〇さんは、実の親子関係となります。〇〇さんは、サラダごぼうを中心に甘藷、人参、里芋を栽培しています。毎年、耕作面積を増やしている大変やる気のある青年です。圃場内、圃場外もしっかり管理しており、何ら問題ないと考えております。次に、受付番号 352 から 355 号について、説明いたします。借り人の、〇〇さんは、甘藷を中心に、高菜、大根などを栽培しております。圃場も圃場周りもきれいにしておりますので、何ら問題ないと考えます。なお、三ノ迫の畑は、東側に杉の木があり、朝日が当たりにくいことから、取りあえず 1 年間作ってみたいということで、貸付期間が 1 年となっております。審議のほうよろしくをお願いいたします。
○会長	次に、折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい。356 番について説明します。借主の〇〇君は、露地野菜、甘藷を主に栽培していらっしゃいます。今度契約したところが、隣と隣を〇〇君が作るところで、〇〇さんが借りてくれっちゃうことだったので、契約いたしました。植付けもちゃんとしてらっしゃるし、畔払いなんかもきちんとしてらっしゃるので、何ら問題ないと思います。審議のほうをよろしく願いします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。

○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 347 番から 356 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 347 番から 356 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 357 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では受付番号 357 番につきましては、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人につきましては、県の地域振興公社となっております。貸し人につきましては、〇〇さん、中園の方です。場所が城元字宮前 1288 番 1、地目が田、地積が 402 m ² です。期間につきましては、令和 5 年 2 月 1 日から令和 15 年 1 月 31 日までです。小作料につきましては、〇〇円となっております。配分計画案については、別紙で A 3 の用紙が配布してありますのでそちらをご覧ください。その中の 7 番ですね。丸がしてある 7 番が今回の案件についての配分計画案になっております。以上です。
○会長	事務局の説明がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 357 番について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 357 番については、原案のとおり許可することに決定しました。 以上で令和 5 年 1 月 錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	では、以上で令和 5 年 1 月の定例会を終わりたいと思います。では姿勢を正してください。一同、礼。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者